

児童手当の現況届を提出してください

児童課 ☎66・1108

現在、児童手当を受給されている方は、毎年、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するための現況届が必要です。
6月1日(金)～30日(土)に現況届を提出して下さい。

○手当を振り込みます

児童手当と特例給付の6月期支払分(2月～5月分)を6月8日(金)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

在宅ねたきり老人等 手当の支給

長寿課 ☎66・1105

市では、3カ月以上常時ねたきり状態または認知症の状態にある65歳以上の方を対象に在宅ねたきり老人等手当を支給しています。

対象

本人の前年所得が20万円以下で、介護保険法の適用を受ける施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福

祉施設など)へ入所していない方のうち、次の条件のいずれかに該当する方。

○ねたきり状態の方

一日の大半をベッドの上で過ごし、食事をする事、入浴すること、トイレに行くことおよび寝起きすることなど、日常生活において常時介護を必要とする方。地区の民生委員の証明が必要です。

○認知症の状態の方

問題行動により日常生活で常に注意を要する方。長寿課から派遣する調査員の調査があります。
支給金額 年額 6万円(月額 5千円)

支給方法

受給対象者本人の口座(郵便局は除く)へ4カ月分ごと振り込みます。その他 詳しくは長寿課へお問い合わせください。

手話通訳者設置事業 が始まりました

福祉課 ☎66・1106

手話通訳による聴覚障害の方へ手話通訳者派遣の相談や調整を行う手話通訳者設置事業が始まりました。
とき 毎週火曜日

午前9時～正午

勤労福祉会館2階相談室

対象者

聴覚障害者の方

申し込み 直接またはファクス(69・3993)で勤労福祉会館へ。

在宅ねたきり老人等 手当を振り込みます

長寿課 ☎66・1105

蒲郡市在宅ねたきり老人等手当の5月期支払分(12月～3月分)を5月25日(金)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

軽自動車税の納税証明書は大切に

税務収納課 ☎66・1115

軽自動車の車検を受けるときは、軽自動車税の納税証明書が必要です。納税証明書を紛失しないよう大切に保管してください。

なお、納税証明書は、口座振替の方は、6月中旬に郵送します。また、金融機関で納付する方には納付したときにお渡しします。

計量器の定期検査を行います

商工観光課 ☎66・1119

計量器(はかり、分銅およびおもり)を取引または証明に使用する場合は、定期的に検査を受けなければなりません。該当する計量器がありましたら、必ず検査を受けてください。検査を怠ると取引や証明に使用すると、計量法違反行為となり処罰されます。
とき・ところ

○6月6日(水)

西部市民センター

○6月7日(木)・11日(月)

市役所北棟集会所

○6月8日(金)

東部市民センター

※時間はすべて午前10時～正午および午後1時～3時

検査に必要なもの

○検査手数料(1台につき500円)・3千円。種類によって異なります。

○計量器

○事前に市から送付した通知
その他 計量器の運搬が困難な場合は、その所在する場所での検査を行います。その際には、申請が必要になりますので、商工観光課へご連絡ください。

お気軽にご相談ください

相談は無料。秘密厳守です。
場所 ●勤労福祉会館相談室

よろず相談

とき 6月11日(日)
午前10時～午後3時
相談員 民生児童委員

法律相談(予約制)

とき 6月1日・15日(金) 午後1時～4時
※予約受付:6月1日は5月21日(日)、15日は6月4日(月)からです。
相談員 弁護士

問合先 両方ともに ☎69・3911

		とき	ところ	相談員	問合先
女性悩みごと相談	一般	5月25日(金)、6月8日(金) 10:00～15:00	家庭児童相談室 (市役所新館2階)	愛知県女性相談員	家庭児童相談室 ☎66・1213
	母子家庭等	毎週月～金曜日 9:15～17:00	児童課	母子自立支援員	児童課 ☎66・1108
	母子家庭就業	5月22日(金)、6月26日(金) 10:00～16:00		母子就業相談員 キャリアカウンセラー	
育児不安	毎週月～金曜日 9:00～16:00	東部子育て支援センター (みどり保育園内) 西部子育て支援センター (形原北保育園内)	子育て支援センター職員	東部子育て支援センター ☎67・0022 西部子育て支援センター ☎57・8066	